

上尾市保育施設の利用調整に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 6 9 号

上尾市保育施設の利用調整に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 3 項の規定による調整（以下「利用調整」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育施設の利用の申込み)

第 2 条 法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 2 4 条第 3 項に規定する保育所、認定こども園及び法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を実施する事業所の利用（以下「保育施設の利用」という。）を希望する児童の保護者は、保育施設利用申込書（第 1 号様式）に、別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の保育施設利用申込書を提出した者（以下「申込者」という。）が、当該申込みを取り下げようとするときは、その旨を市長に申し出るものとする。

(利用調整)

第 3 条 利用調整は、申込者に対し、毎月別に定める基準により保育施設の利用の可否を決定し、当該保育施設の利用に係る児童の保護者に通知することにより行うものとする。

2 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保育施設の利用を承諾した場合 次のア及びイに掲げる保育施設の区分に応じ当該ア及びイに定める通知書

ア 保育所 保育施設利用承諾通知書（第 2 号様式）

イ 認定こども園又は家庭的保育事業等を実施する事業所 利用調整結果通知書（第 3 号様式）

(2) 保育施設の利用を承諾しなかった場合 保育施設利用保留通知書（第 4 号様式）

- 3 利用調整の結果、保育施設の利用を承諾しないこととなった申込者で、引き続き保育施設の利用を希望する者は、当該利用調整に係る保育施設の利用希望年度内に限り、翌月以降の利用調整の対象とするものとする。この場合において、再度保育施設の利用を承諾しないこととなったときは、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による通知は行わないものとする。
- 4 第1項の規定による通知を受けた者で、保育施設の利用に係る承諾を辞退しようとする児童の保護者は、その旨を市長に申し出るものとする。

(施設の転園)

第4条 保育施設の利用を承諾された児童の保護者が、当該保育施設の利用を承諾された施設と異なる施設での保育施設の利用（次項において「転園」という。）を希望するときは、転園希望申出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前2条の規定は、前項に規定する転園の申込みについて準用する。

(利用の解除)

第5条 市長は、保育施設の利用を承諾された児童の保護者が次のいずれかに該当するときは、保育施設の利用を解除する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定が取り消されたとき。
- (2) 子ども・子育て支援法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間が満了したとき。
- (3) 保育施設の利用解除申出書（第6号様式）を提出したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により保育施設の利用の承諾を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により保育施設の利用を解除したときは、保育施設の利用解除通知書（第7号様式）により、当該保育施設の利用の解除に係る児童の保護者に通知する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、利用調整に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(上尾市立保育所条例施行規則の一部改正)

2 上尾市立保育所条例施行規則(平成27年上尾市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第5条から第8条までを次のように改める。

第5条から第8条まで 削除

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第 1 号様式から第 5 号様式まで 削除

（上尾市立保育所条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の際、既になされた前項の規定による改正前の上尾市立保育所条例施行規則による保育施設の利用に関する手続（以下「旧規則による手続」という。）及び現になされている旧規則による手続は、それぞれこの規則による保育施設の利用に関する手続とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に使用されているこの規則による改正前の上尾市立保育所条例施行規則第1号様式から第5号様式まで（以下「旧様式」という。）による書類は、それぞれこの規則の第1号様式、第2号様式、第4号様式、第6号様式及び第7号様式によるものとみなす。

保育施設利用申込書

(宛先)

上尾市長

年 月 日

保護者 : _____

次のとおり、保育施設の利用を申し込みます。

フリガナ		生年月日(和暦)	性別
児童名		年 月 日	男・女
保育を必要とする期間	年 月 日 から		

1. 現在の児童の保育状況

2. 入所できなかった場合

3. 入所できなかった場合の保育方法

4. 兄弟姉妹で申込の場合の入所条件			
★兄弟姉妹条件		優先児童設定	
			()

年 月 日

様

上尾市長

保育施設利用承諾通知書

申込みのありました保育施設の利用について次のとおり承諾いたします。

入所児童の氏名 及び生年月日	
保育施設の名称	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

様

上尾市長

利用調整結果通知書

申込みのありました保育施設の利用について、次のような結果になりましたので通知いたします。

入所児童の氏名 及び生年月日	
希望する保育施設 の名称	
決定した保育施設 の名称	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
決定日	年 月 日

年 月 日

様

上尾市長

保育施設利用保留通知書

先に申込みのありました保育施設の利用につきましては、当該保育施設の利用申込者数が多く、現在のところ希望のクラスは定員を超えているため直ちに利用することができませんので御了承ください。

なお、利用希望年度中に保育施設に欠員が生じ、利用可能となったときには通知します。この間に家庭の事情や勤務先等が変わった場合には御連絡ください。また、申込みの際に希望した保育施設以外の保育施設の利用を希望する場合には御相談ください。

児童の氏名 及び生年月日	
希望する保育施設 の名称	
保留の理由	
入所希望日	年 月 日
保留の有効期限	年 月 日

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該
審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を
被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長で
す。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上
記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したとき
は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

転園希望申出書

年 月 日

(宛先)
上尾市長

住 所

保護者 氏 名

電 話

入所児童について、下記の理由により転園を希望しますので申し出ます。

児 童 氏 名										
生 年 月 日	年 月 日									
入 所 保 育 施 設 名	保育所（園） 歳児クラス									
転 園 希 望 月	年 月 から									
転 園 希 望 保 育 施 設 名	希望順位	施設コード (4桁)				保育施設名				
	第1希望					保育所（園）				
	第2希望					保育所（園）				
	第3希望					保育所（園）				
転 園 希 望 理 由										
選考の結果、希望月に転園できなかった場合										
兄弟姉妹で申込みの場合の入所条件										

保育施設の利用解除申出書

年 月 日

（宛先）
上尾市長

住 所 _____

保護者 氏 名 _____

電 話 _____

入所児童について保育施設の利用の解除を希望するため、次のとおり申し出ます。

児 童 氏 名		保育所（園）
生 年 月 日	年 月 日	歳児クラス
保育施設の利用の解除を希望する年月日	年 月 日	
保育施設の利用の解除の理由		
転出又は転居の場合 は新住所	住所 〒 電話 （ ）	

年 月 日

様

上尾市長

保育施設の利用解除通知書

次の児童についての保育施設の利用を解除したので、通知します。

児童の氏名 及び生年月日	
保育施設の名称	
保育施設の利用の解 除の年月日	年 月 日
保育施設の利用の解 除の理由	

退所により利用者負担額は以下ようになります。

利用者負担額の月額	退所月 円
-----------	-------

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して 6 か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。